

# I P R 作 業 班 設 置 要 綱

平成 7 年 9 月 5 日  
第 1 回規格会議決定

## 1 設置

規格会議規程第 1 3 条の規定に基づき、「標準規格に係る工業所有権の取扱に関する基本指針及び同運用指針」に関し必要な運用細則等の検討を行うため、I P R 作業班を設置する。

## 2 審議事項

I P R 作業班は、「標準規格に係る工業所有権の取扱に関する基本指針及び同運用指針」に関し必要な運用細則等の原案を作成する。

## 3 構成

I P R 作業班は、別表に掲げる規格会議委員又は同委員が指名する者で構成する。

## 4 運営

I P R 作業班の運営は、事務局が行う。

## 5 設置期間

I P R 作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

## 6 委任

I P R 作業班の運営に関し必要な事項は、I P R 作業班において定める。